小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１号

宮城県石巻市開成１番地29　仮設開成第十一団地９－５号

再生債務者　佐藤　和夫

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成26年４月17日

仙台地方裁判所石巻支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第４号

埼玉県ふじみ野市松山２丁目５番地４　キングダム105

再生債務者　齋藤義野武

1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月７日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月21日から平成26年６月２日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第１号

北海道檜山郡厚沢部町字中館207番地１

再生債務者　西村智賀子

1　決定年月日時　平成26年４月17日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月15日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月29日から平成26年６月18日まで

函館地方裁判所江差支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号

長野県安曇野市豊科3999番地18

再生債務者　上條　紀次

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月15日まで

平成26年４月17日　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（再ロ）第４号

大阪府四條畷市南野１－１－23ソレイユ南野601、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町１－13－26

再生債務者　馬場まり子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月16日まで

平成26年４月16日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第７号

青森市浪館前田３丁目14番17号　フレアーハウスアキ102号

再生債務者　白鳥　栄子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月17日

青森地方裁判所民事部再生係

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。

平成 26 年３月 31 日

外務省共済組合代表者

外務大臣　岸田　文雄

第30条第１項の表中「5.66」を「5.76」に、「4.17」を「3.17」に、「5.20」を「12.20」に、「11.32」を「11.52」に改め、同条第２項の表中「5.66」を「5.76」に改め、同条第３項中「2.12」を「2.26」に改める。

附　則

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。

2　変更後の第30条第１項から第３項までの規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

丙は合併の効力発生までに商号を株式会社カイエー共和コンクリートへ変更する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月九日

掲載頁　四十六頁（号外第一九七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十六日

掲載頁　九十四頁（号外第八十六号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第八十六号）

平成二十六年四月二十五日

札幌市北区北八条西三丁目二八番地

（甲）共和コンクリート工業株式会社

代表取締役　本間　丈士

東京都豊島区南大塚三丁目一〇番一〇号

（乙）株式会社サンプレス

代表取締役　大前　靖弘

群馬県前橋市堀之下町四四二番地一

（丙）カイエー共和コンクリート株式会社

代表取締役　森田　俊哉

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月十五日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　八十二頁（号外第一四六号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年四月二十五日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一九番九号

（甲）日東パシフィック・クレジット株式会社

代表取締役社長　ダン・ニスター

名古屋市熱田区大宝四丁目一八番三号

（乙）パシフィック・クレジット・エージェンシー株式会社

代表取締役社長　ダン・ニスター

（甲）及び（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十八日

掲載頁　八十三頁（号外第八十八号）

平成二十六年四月二十五日

北海道釧路市鳥取北六丁目七番一四号

（甲）東輪運輸工業株式会社

代表取締役　中村　幹男

北海道釧路市鳥取北六丁目七番一四号

（乙）大輪採石工業株式会社

代表取締役　中村　幹男

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.re-reimei.co.jp

（乙）http://www.j-nas.co.jp

平成二十六年四月二十五日

東京都千代田区九段北一丁目一一番一〇号

信太ビル二階　（甲）株式会社レイメイ

代表取締役　後藤　容順

東京都大田区西糀谷三丁目三九番三号　和順

商事ビル三階

（乙）日本アビエーションサービス株式会社

代表取締役　宮津　義廣

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　八十二頁（号外第一四六号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年四月二十五日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一九番九号

（甲）日東パシフィック・クレジット株式会社

代表取締役社長　ダン・ニスター

名古屋市熱田区大宝四丁目一八番三号

（乙）パシフィック・クレジット・エージェンシー株式会社

代表取締役社長　ダン・ニスター